

8. 大気環境の保全について

1 大気環境の現状

県では、大気環境の状況を把握するため、県内 28 カ所に測定局を設け、24 時間連続測定を行っています。県内の二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質における環境基準達成状況は、平成 21 年度実績で 96% (27 測定局/28 測定局) となっており、一部の自動車排出ガス測定局で二酸化窒素の環境基準が達成できていません。(別紙：大気環境測定局設置図)

一方、微小粒子状物質 (PM_{2.5}) については、呼吸器系疾患等に関して人の健康に影響を与えるおそれがあるとして、平成 21 年度に環境基準が設定され、平成 23 年 4 月から 4 地点【桑名上野 (桑名市)、納屋 (四日市市)、北消防署 (四日市市)、津立成小学校 (津市)】で測定を開始しました。

2 課題

二酸化窒素の環境基準が達成されていない測定局は、四日市、桑名等 6 市町の NO_x・PM 法対策地域内にあり、その改善策を検討するため、平成 22 年度に予測調査をしたところ、測定局周辺に限らず、国道 23 号線に沿った道路近傍においても、環境基準を達成できない可能性があることがわかりました。

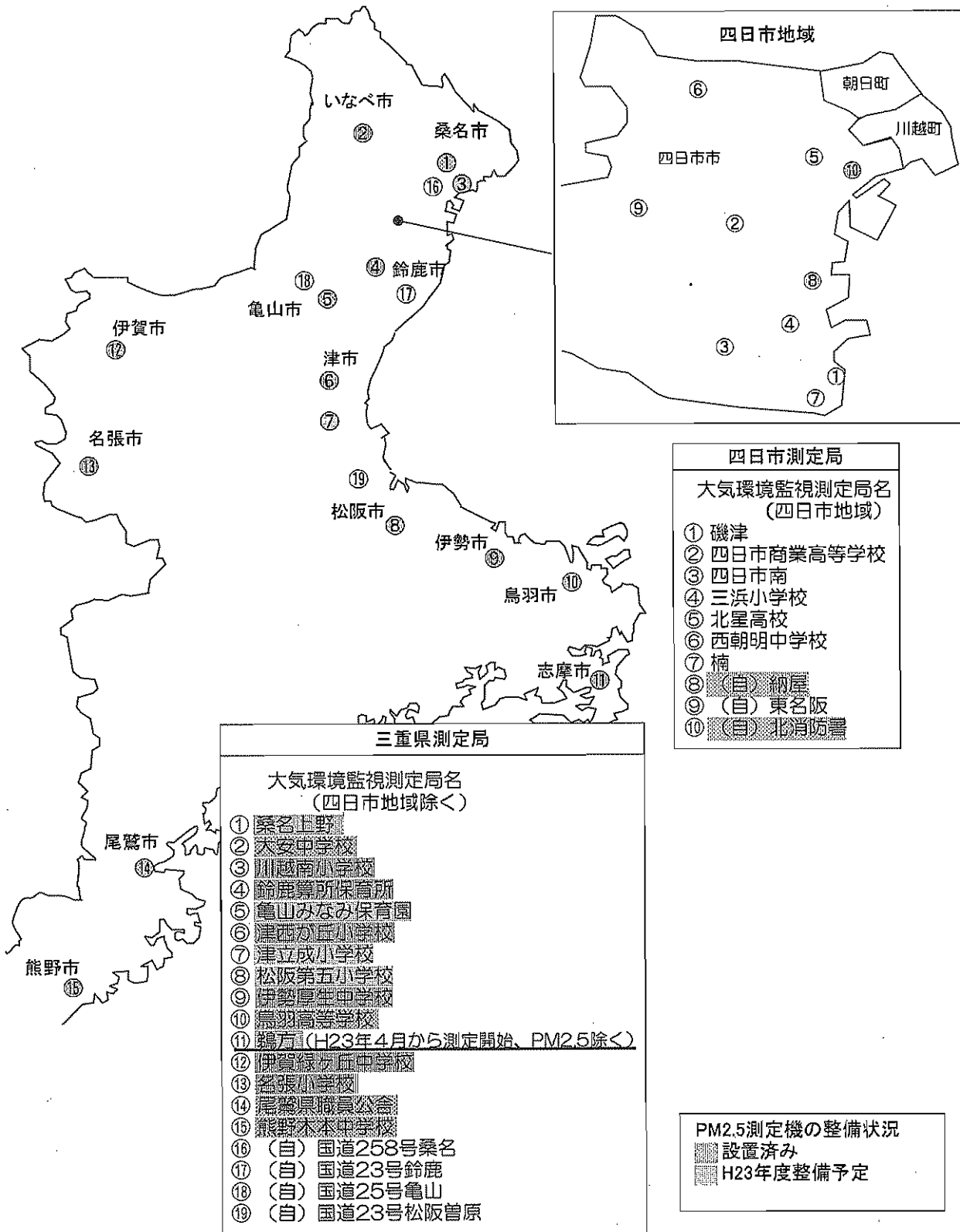
これまで、NO_x・PM 法対策地域に指定された地域内では、トラック、バス、ディーゼル乗用車などに関する使用制限を行う車種規制に加えて、県では、天然ガス自動車の導入や NO_x・PM 低減装置の設置に対する助成及び中小企業者が最新規制適合車への代替を進めるため車両買い換えに対する融資等を実施してきましたが、今後はさらに効果的な対策の検討が必要となっています。

一方、国は平成 23 年 3 月「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」を改正し、平成 32 年度までに「対策地域内で環境基準を確保」するよう求めています。

3 平成 23 年度の主な取組内容

NO_x・PM 法対策地域のすべてにおいて、窒素酸化物や浮遊粒子状物質の環境基準を達成するため、国や関係市町と連携し、関係団体の理解も得ながら、新たな対策を盛り込んだ「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定します。

大気環境測定局設置図（平成23年3月31日現在）

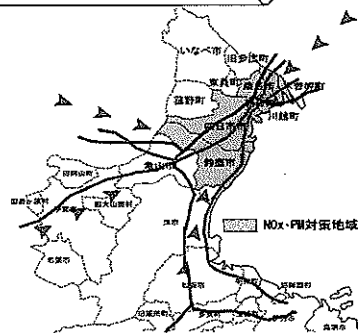


平成21年度の三重県内全域における大気環境基準の達成状況は、二酸化硫黄は、測定局22局(県測定14局、四日市市測定8局)全て、浮遊粒子状物質は、測定局28局(県測定18局、四日市市測定10局)全てで環境基準を達成しました。

しかしながら、二酸化窒素(NO₂)は、測定局28局(県測定18局、四日市市測定10局)のうち、自動車NOx・PM法対策地域*内の1局で環境基準を達成できませんでした。

1. 自動車NOx・PM法と総量削減計画

三重県では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量削減等に関する特別措置法」(自動車NOx・PM法)に基づき、対策地域*内でNOx・PMの環境基準を概ね達成することを目的として、総量削減計画を策定し、関係機関が連携しながら排出量削減に向けた取組を実施しています。
 <※対策地域:四日市市、桑名市(旧多度町を除く)、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町の6市町>



3. 改正「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」(告示 平成23年3月30日)

- ◇平成27年度までにすべての測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くす。
- ◇平成32年度までに対策地域で大気環境基準を確保する。

4. 課題

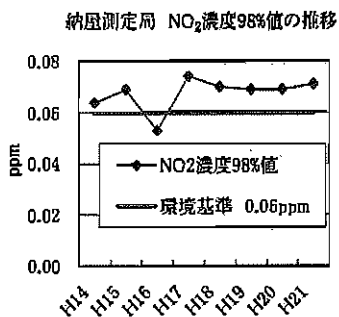
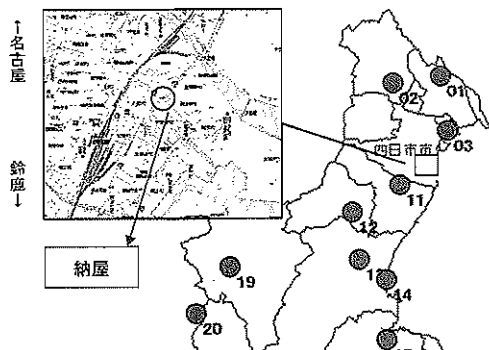
- 平成22年度に国道23号で実施した調査結果によると、現行施策のみでは、
- ◆平成27年度までに一部の測定局(納屋)でNO₂の環境基準が達成されない可能性
- ◆納屋測定局以外でも、国道23号の沿道で環境基準の非達成地域が存在する可能性



2. 対策地域内の環境基準達成状況

平成21年度における対策地域内の大気環境測定局15局の環境基準達成状況は、SPM:すべて達成

NO₂:納屋測定局(四日市市)以外はすべて達成となっています。



5. 次期三重県総量削減計画策定

平成23年度から、自動車NOx・PM法に基づく総量削減計画策定協議会を設置し、総量削減計画を策定します。

(今後の予定)

- 7月~9月 交通量等調査、現在のNOx・PM排出量等算定
- 10月~11月 総量削減目標の設定、目標達成のための対策の検討
- 12月~1月 計画中間案作成とパブリックコメントの実施
- 24年2月 計画最終案の作成
- 5月 国の公害対策会議での審議、環境大臣の同意
県による計画の策定

よりきれいな
大気環境へ

9. 地球温暖化対策について

1 現状

県では2000(平成12)年に「三重県地球温暖化対策推進計画(計画期間:2001(平成13)年度~2010(平成22)年度)」を策定し、その後、国の京都議定書目標達成計画が策定されたことを受けて2007(平成19)年に計画を改定し、温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年度比で3%削減することを目標として、地球温暖化対策を推進してきました。

現在、従前の三重県地球温暖化対策推進計画に替わる新たな計画として「三重県地球温暖化対策実行計画」の策定を進めています。

当該計画の策定にあたっては、2010(平成22)年1月に三重県環境審議会(会長:内田淳正 三重大学長)へ諮問し、5回の地球温暖化対策実行計画部会(部会長:朴恵淑 三重大学副学長)における議論を経て、2011(平成23)年1月には環境審議会で中間案を審議し、同(平成23)年3月9日~4月7日に、パブリックコメントの募集を行いました。

※ 計画の概要

計画期間:2011(平成23)年度から2020(平成32)年度まで

対象とする温室効果ガス:二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、
代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF₆)

基準年度:1990(平成2)年度

削減目標:2020(平成32)年度における三重県の温室効果ガス排出量を10%削減
(森林吸収2%を含む)

※ 2008(平成20)年度の温室効果ガスの排出量

三重県域における2008(平成20)年度の温室効果ガス排出量は、基準年度に比べて10.5%の増加となっています。

これを温室効果ガスの96%を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量で見ると、基準年度比で産業部門9.2%増、運輸部門0.7%増、民生部門(家庭)19.7%増、民生部門(事務所・ビル等)68.0%増となっています。

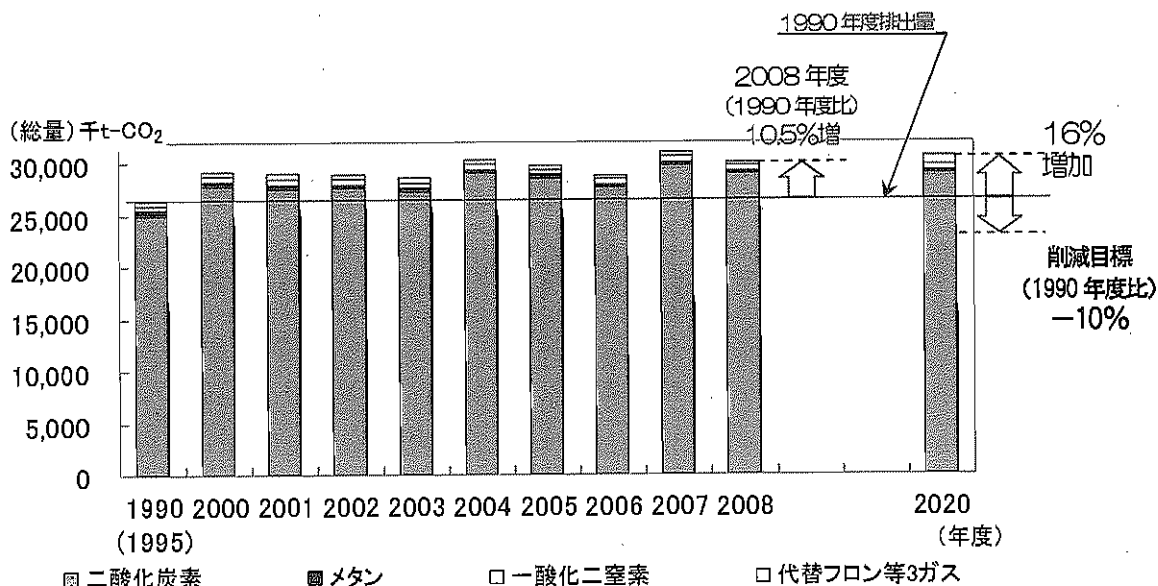


図 三重県における温室効果ガス排出量の推移

2 課題

2011 (平成 23) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原発の事故等により国におけるエネルギー政策の見直しが行われることから、今後温室効果ガスの削減目標についても変更されることが予想されます。

現在、策定を進めている三重県地球温暖化対策実行計画は、中央環境審議会 地球環境部会 中長期ロードマップ小委員会で検討された国内 15%削減ケースをもとに、推計しているため、県の数値にも影響が出る可能性があります。

3 平成 23 年度 of 取組内容

三重県地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定を義務づけられた法定計画であり、現時点においては、前計画の三重県地球温暖化対策推進計画が既に 2010 (平成 22) 年度末をもって終了していますが、東日本大震災による一連の動きのなかで、5 月 30 日に開催する三重県環境審議会 地球温暖化対策実行計画部会において、延期も含め今後の進め方について審議し、その結果も踏まえ対応していきます。

なお計画案において、地球温暖化防止対策を進める上では、ライフスタイルの変更が重要であるとしています。そのためエネルギーの安定供給の確保及び新エネルギー・省エネルギーの普及拡大を図ることを目的に設置 (5 月 16 日) された「三重県エネルギー対策本部」において、エネルギー節約型的生活スタイルの変換への取組を進めていくこととしています。

10. 水環境の保全について

1 河川・海域の水質について

(1) 現状と課題

県では、県内の河川（47 河川 62 水域）、海域（4 海域 8 水域）において、生活環境項目及び重金属類等有害物質の常時監視を実施しています。

河川(BOD)、海域(COD)の環境基準達成状況は、平成 21 年度において、それぞれ 94% (58 水域/62 水域)、50% (4 水域/8 水域) となっており、河川の水質は平成 17 年度以降、90%以上で推移し、改善傾向にあるものの、海域については横ばい傾向であり、特に閉鎖性海域である伊勢湾の環境基準(COD)達成率は、40~60%程度で推移するなど、なかなか改善が進まない傾向にあります。

伊勢湾の環境基準(COD)達成率は、東京湾や大阪湾に比べても低く、夏場を中心に赤潮や貧酸素水塊が発生するなど、引き続き水質改善が必要となっています。【図 1~3】

これらの要因は、主として伊勢湾の海底に堆積した底泥からの有機物の溶出や、微生物の分解による富栄養化によるものですが、底泥の除去といった対策は短期間では現実的でないことから、陸域からの汚濁負荷を削減していくことが必要となっています。

(2) 今後の取組

県では、引き続き河川・海域における常時監視を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷を一層削減するため、平成 26 年度を目標年度とする第 7 次水質総量削減計画を本年中に策定します。

また、河川における生態系の保護、生物多様性の確保等を目的に、水生生物保全に係る水質環境基準の水域類型のあてはめの検討を行います。

2 生活排水対策について

(1) 現状と課題

各家庭の生活排水は汚濁負荷の主な要因のひとつであることから、水環境の保全にはその対策が重要となっています。

本県の下水道、集落排水処理施設、浄化槽等の生活排水処理施設の整備率は、平成 10 年度に 40.5% (全国 40 位) であったものが、平成 21 年度には 76.5% (全国 29 位) となり、着実に進展していますが、全国平均の 85.7% と比べると低く、今後も未普及人口の解消が課題となっています。【図 4】

また、近年の財政状況の悪化や人口減少等を踏まえ、より効率的・効果的な施設整備が必要であることから、県では昨年 4 月に「生活排水対策推進本部」を設置し、県土整備部、農水商工部、環境森林部が一体となって、市町と協議を行いながら、「生活排水処理アクションプログラム (平成 18 年 3 月)」の見直しを行っています。

(2) 今後の取組

本県の浄化槽による生活排水処理施設の整備率は26.1%（平成21年度）と、全国の8.8%と比べて大幅に高く、浄化槽が生活排水対策に大きな役割を担っています。

県では、今後、生活排水への影響が大きい単独浄化槽や汲み取りから合併浄化槽への転換が重要であることから、これらが促進される補助制度への見直しを検討することとしています。

また、市町村設置型の浄化槽整備は、現在県内7市町で実施されていますが、個人設置型に比べて、浄化槽設置時の住民の負担が低く、適正な維持管理の徹底がはかられることなどから、引き続き市町に対して導入を働きかけていきます。【図5】

なお、現在改善を指導している（社）三重県水質保全協会の指定検査機関の指定期限が平成23年7月末となっていることから、法定検査の適正かつ確実な実施を確保するため、今後、適切に指定の判断をまいります。

3 海岸漂着物対策について

(1) 現状と課題

県内の海岸、特に伊勢湾沿岸では海岸管理者やボランティアだけでは対応しきれないほどの海岸漂着物が堆積、散乱しており、海岸の景観だけでなく生態系への影響も懸念されています。

このため県では、平成21～22年度に県内93海岸の概況調査、伊勢湾内の14海岸・21河川における詳細調査を行い、海岸漂着物の実態を把握するとともに、昨年度から国、県、市町、NPOなどの関係者で構成する協議会を設置して、海岸漂着物処理推進法（平成21年7月）に基づく地域計画を策定しています。

また、伊勢湾再生の一環として、平成20年度から「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」を愛知県、岐阜県、名古屋市に呼びかけて実施しており、県民参加による環境活動の拡大に取り組んでいます。

(2) 今後の取組

本県の海岸漂着物対策推進計画を本年度中に策定し、関係者の適切な役割分担と相互協力により、円滑な回収・処理や発生抑制の対策を実施していくこととします。

また、伊勢湾の海岸漂着物は、県内だけでなく愛知県や岐阜県など伊勢湾流域圏が発生源であり、広域的な発生抑制対策が必要となることから、国に対して漂着物の回収・処理等に係る財政的支援とともに、広域的な連携への積極的な関与を求めていく方針です。

水環境の保全について(参考資料)

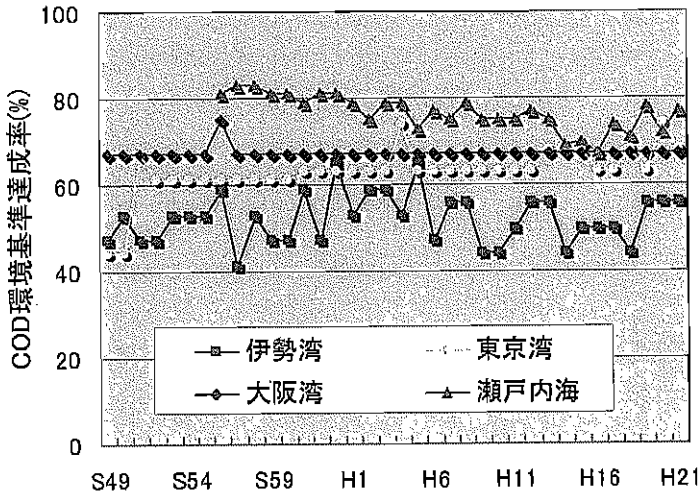


図1 伊勢湾等の環境基準達成率

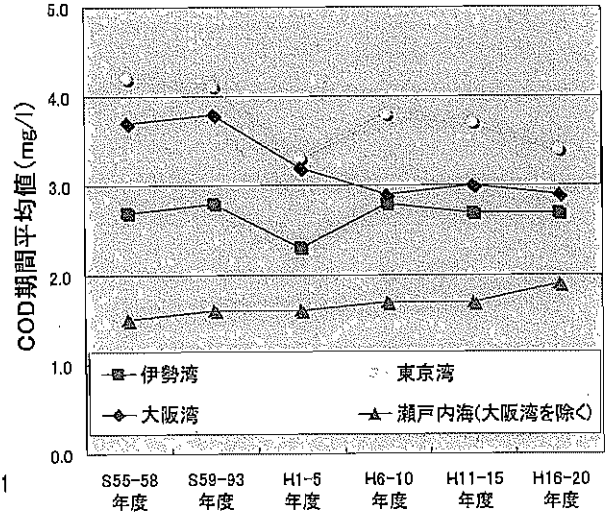


図2 伊勢湾等のCODの推移

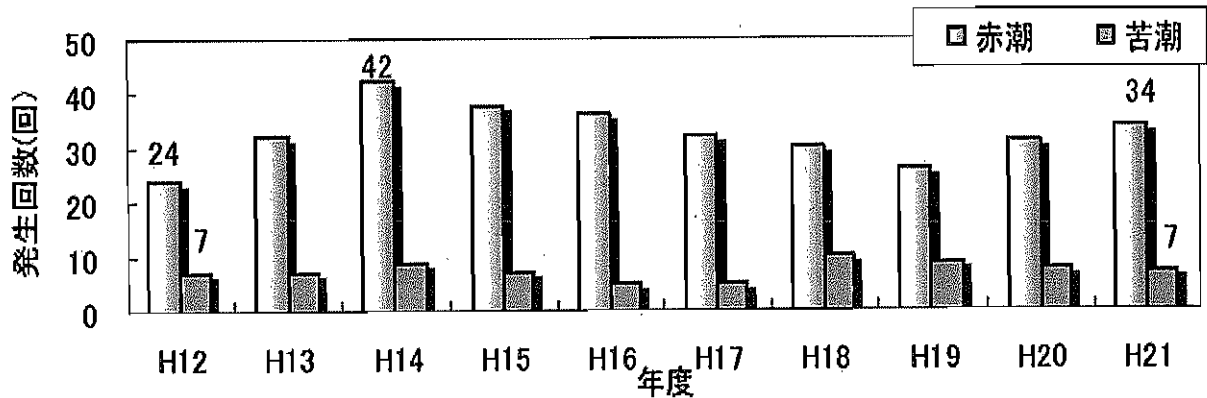


図3 赤潮・苦潮発生状況(伊勢湾)
(伊勢湾再生行動計画 中間評価報告書より)

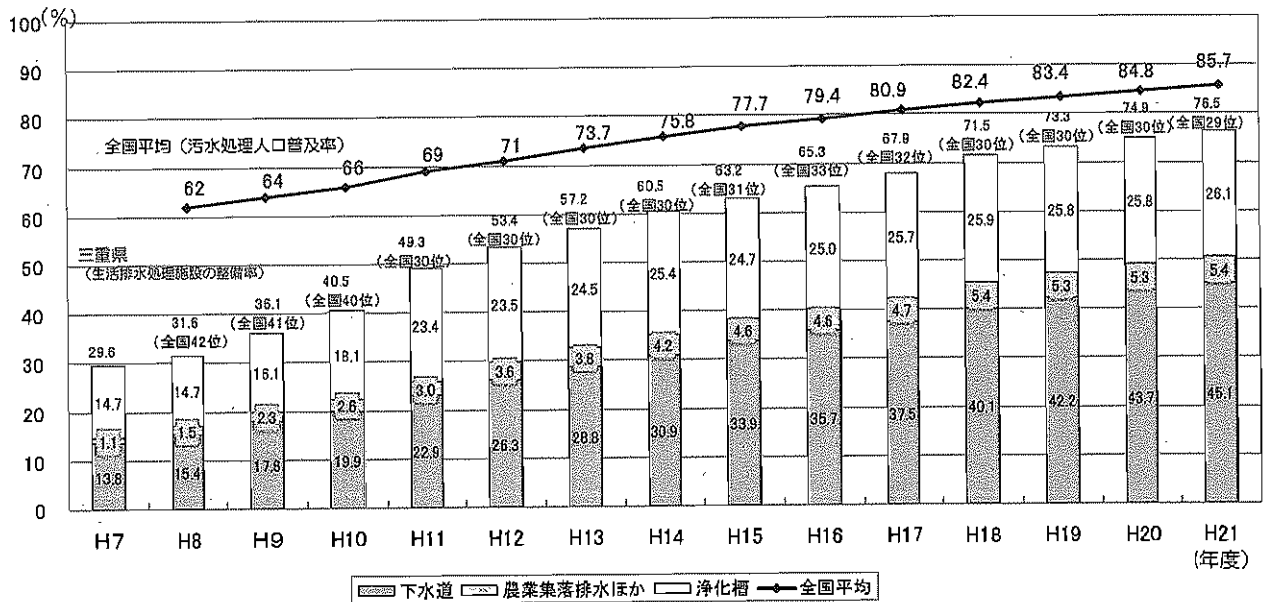


図4 生活排水処理施設整備率(三重県)

整備手法		個人設置型	市町村設置型																
補助事業主 / 設置主体		国・県・市町 / 住民	国・県 / 市町																
事業創設		国：S62， 県：H 元	国：H6， 県：H8																
事業費の分担		<table border="1"> <tr><td>国</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>県</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>市町</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>住民</td><td>60.0%</td></tr> </table>	国	13.3%	県	13.3%	市町	13.3%	住民	60.0%	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>33.3%</td></tr> <tr><td>起債(市町)</td><td>56.7%</td></tr> <tr><td>実質負担</td><td>15.6%</td></tr> <tr><td>住民</td><td>10.0%</td></tr> </table> <p>25%相当 (起債の45%)は 交付税措置 15.6%相当 (起債の55%×1/2) は県費助成</p>	国	33.3%	起債(市町)	56.7%	実質負担	15.6%	住民	10.0%
国	13.3%																		
県	13.3%																		
市町	13.3%																		
住民	60.0%																		
国	33.3%																		
起債(市町)	56.7%																		
実質負担	15.6%																		
住民	10.0%																		
維持管理		住民	市町 (住民から料金を徴収)																
国 交付 金	事業の名称	浄化槽設置整備事業	浄化槽市町村整備推進事業																
	補助率	1/3	1/3																
	汚水処理施設整備促進交付金(H22)	7市町 (桑名市、菟野町、津市、松阪市、 多気町、伊勢市、南伊勢町)	3市町 (松阪市、多気町、南伊勢町)																
	循環型社会形成推進交付金(H22)	13市町 (四日市市、鈴鹿市、亀山市、明和 町、度会町、大紀町、玉城町、鳥羽 市、志摩市、伊賀市、名張市、尾鷲 市、紀北町、熊野市、御浜町)	5市町 (多気町、大台町、伊賀市、名張市、 紀宝町)																
県 補助 金	事業の名称	浄化槽設置促進事業	浄化槽市町村整備促進事業																
	補助率	1/3	起債償還元金から交付税措置額を 除いた額の1/2																
	実施市町	21市町 (いなべ市、木曾岬町、東員町、 朝日町、川越町、大台町、多気町、 紀宝町を除く市町)	7市町 (松阪市、多気町、大台町、 南伊勢町、伊賀市、 名張市、紀宝町)																
	平成22年度実績	361,780千円 (2,920基)	22,224千円 (258基)																
	平成23 年度 当初予算	一般	47,635千円 (555基)	22,111千円 (190基)															
		伊勢湾 流域	336,836千円 (2,703基)	27,278千円 (170基)															
合計		384,471千円 (3,258基)	49,389千円 (345基)																

図5 浄化槽整備に係る事業の概要

11. 森林・林業再生に向けた取組について

1 これまでの経緯

(1) 現状（背景）

- ① 三重の森林づくりについては、「三重の森林づくり基本計画」に掲げる4つの基本方針「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」に基づき施策を展開しています。
- ② 地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の発揮を図るため、間伐等に取り組み、年間平均9,270ha（H19～H22）の間伐を実施しています。
- ③ 平成21年12月、国において、林業経営基盤や木材安定供給体制の構築により、10年後の木材自給率50%以上を目指す「森林・林業再生プラン」が策定され、平成23年4月には、このプランを法制面で具体化する森林法の一部を改正する法律が公布されました。
本県としても、全国に先駆けるかたちで、集約化等に取り組んでいるところですが、今後一層の林業生産の増大をめざし、資源の保育から利用へと転換を進めていくこととしています。

(2) 課題

- ① 三重県の森林資源は利用期の段階を迎えていますが、木材価格が低下する中で、急峻な地形、小規模零細な森林の所有形態、路網等の基盤整備の遅れ等により採算性が悪化し、木材生産活動が停滞しています。
また、間伐については、計画どおり実施されていますが、間伐材の約9割が伐り捨てられています。
森林資源を有効に活用し、三重の森林・林業を再生するためには、集約化の取組を進め、木材生産コストを低減し、伐捨から搬出間伐へと転換を進め、県産材の利用拡大や林業生産活動を活性化することが必要です。
- ② 林業の再生により、林業生産活動を通じた森林の整備を進めていくこととしていますが、奥地等でこのような取組が困難な森林については、環境林として森林の公益的機能の発揮を図っていく必要があります。
地球温暖化の防止や県土の保全など森林の恩恵は広く県民の皆さんが享受しているものであり、地域社会全体で支える森林づくりを進めていく必要があります。

2 平成 23 年度の取組内容

(1) 県産材の需要拡大

- ① 品質・規格が確かな「三重の木」「あかね材」について、梁・桁等への利用拡大や首都圏など大消費地での販路開拓などにより、県産材の需要拡大に取り組みます。
- ② 「みえ公共建築物等木材利用方針」（平成 22 年 12 月）に基づき、木材利用に対する理解を深めつつ、民間事業者が建築する公共性の高い建築物を含め、木造化を働きかけていきます。
- ③ 木質バイオマスのエネルギー利用を促進するため、火力発電所での石炭との混焼による発電利用やボイラー等の熱利用などを進めるとともに、未利用間伐材等の低コストで安定的な供給体制の構築に取り組みます。

(2) 木材供給体制の再構築

- ① 「森林管理・環境保全直接支払制度」及び「がんばる三重の林業推進事業」により、意欲と能力を有する事業者による森林の団地化、施業の集約化、高性能林業機械の導入や路網整備などの基盤整備と搬出間伐の一体的な実施を推進します。
- ② 機械オペレータや流通コーディネータなど集約化の取組の推進、木材の安定供給体制の構築に必要な高度な知識と技能を持った多様な人材を育成するとともに、林建協働などによる林業への新規参入をはじめ、事業者の育成・確保を進めます。
- ③ 供給（山側）と需要（マーケット側）のマッチングや山側からの積極的な供給情報提供等を行う木材流通コーディネート機能を確立させることなどにより、木材の流通の合理化及び安定供給量の拡大に取り組みます。

(3) 森林の整備

生産林では、路網整備や搬出間伐等を促進して、生産活動を通じた森林の整備を進めるとともに、環境林では、災害に強い森林づくりや針広混交林への誘導等の公的な森林整備に取り組みます。

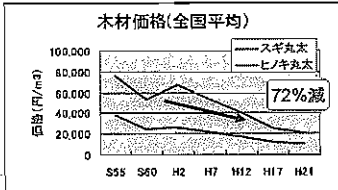
(4) 森林づくりへの県民参画の推進

- ① 三重の森林づくり検討委員会から提案のあった税の導入をはじめ、社会全体で森林を支えるしくみづくりを進めるためには、県民の理解が不可欠であることから、引き続き、森林や木とふれあう機会の創出や森林環境教育等を進めるとともに、「三重の森林と木づかいフェア」の開催や「国際森林年」記念事業等を通じて森林づくりへの県民の参画意識の醸成を図っていきます。
- ② 多様な主体の森林づくり活動を広めるため、企業と森林所有者等とのマッチング、森林ボランティアの育成、情報交換の場の提供などの各種支援を行います。

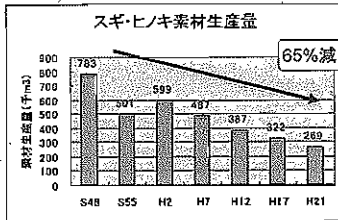
森林・林業再生に向けた取組

1 現状・課題・新たな動き

① 採算性の悪化から林業生産活動が停滞

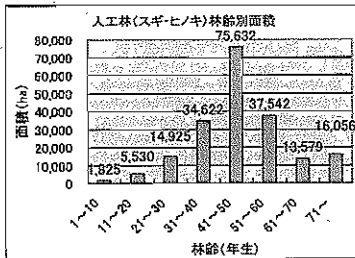


・木材価格、生産量ともピークの約1/3



・間伐材の約9割は切り捨て
・間伐等の手入れ不足や造林放棄地の増加
・外国資本による森林買収問題

② 三重の森林資源は利用期の段階



木材生産の増大には生産コストの低減や需要拡大が必要

③ 新たな動き

- ・「10年後の木材自給率50%以上」を目指す「森林・林業再生プラン」の策定 → 「新成長戦略」に位置付け
- ・森林法の改正 → 森林経営計画制度の創設
 - ・所有者が不明な場合でも使用権設定可能
 - ・無届伐採の中止命令
- ・獣害の増加 → 経営意欲の低下、造林放棄地の増加
- ・森林の地球温暖化防止に果たす役割への期待の高まり

2 めざす方向

① 林業生産活動の活性化

目標 県産材素材生産量

現状(H21年度) H26年度 H32年度
269千m³ → 394千m³ → 600千m³程度

② 地域社会全体で支える森林づくり

地球温暖化の防止、県土の保全

搬出間伐の推進

森林の所有者から森林の経営者へ

伐採跡地での植栽の徹底

森林づくりを支えるしくみづくり

3 主な取組

① 県産材の需要拡大

- ・品質・規格が確かな「三重の木」「あかね材」について、利用拡大、首都圏など大消費地での販路開拓
- ・公共建築物等における木材利用の促進
- ・火力発電所での石炭混焼発電利用 → 木質バイオマスの利用促進

② 木材供給体制の再構築

- ◎森林の団地化・施業の集約化の推進
 - ・森林経営計画を作成する意欲と能力を有する事業者による森林の団地化・施業の集約化
 - ・高性能林業機械の導入や路網整備など基盤整備と一体的に実施する搬出間伐の推進
- ◎担い手の育成・確保
 - ・高度な知識と技能を持った人材や事業者の育成・確保
 - ・林建協働などによる林業への新規参入促進
- ◎木材流通コーディネート機能の確立
 - ・供給(山側)と需要(マーケット側)のマッチングや山側からの積極的な供給情報提供などによる木材の流通の合理化及び安定供給量の拡大

③ 森林の整備

- ・生産林では、路網整備や搬出間伐等を促進して、生産活動を通じた森林整備(伐捨間伐→搬出間伐)
- ・環境林では、災害に強い森林づくりや針広混交林への誘導等の公的な森林整備

④ 森林づくりへの県民参画の推進

- ・「国際森林年」記念事業等を通じた県民の森林づくりへの理解と参画の促進
- ・多様な主体による森林づくり活動を広めるため、企業と森林所有者等とのマッチング、森林ボランティアの育成などの各種支援の実施

12. 自然環境の保全・再生と活用について

1 現状（概要）

三重県は南北に長く、気象、地質、地形が変化に富み、動植物の種類が多いなど多彩な自然に恵まれ、各地で景勝地も形成しています。また、昨年愛知県で開催された生物多様性締約国会議（COP10）を契機に、生物多様性に対して県民の関心が高まっています。

しかし、開発や外来種の繁殖、人が利用しなくなったことによる里山の荒廃などにより、野生動植物の生息環境の悪化がみられ、三重県レッドデータブック 2005 では、1,483 種が絶滅危惧種に掲載されるなど県内の生物多様性は損なわれてきています。

一方、増えすぎた野生鳥獣による農林水産物への被害が深刻になっており、ハマナツメ群落の食害など希少植物への影響も出ています。

また、自然公園の利用者は増加傾向にあり、県民の豊かな自然とのふれあいを促進するため、自然公園施設等の整備と管理を進めています。

2 課題

- (1) 生物多様性をはじめとする自然環境の保全を進めるには、自然環境の現状を明らかにするとともに、多様な主体がそれぞれの役割に応じて主体的に自然環境の保全と活用を進めていくことが課題となっています。
- (2) 増えすぎた野生動物（シカ、イノシシ、サル等）について、個体数を減少させることで、農林産物被害の低減し、希少植物を食害から守る必要があります。
- (3) 近年のアウトドアブームや、地域の自然環境の保全に配慮しながら時間をかけて自然とふれあうエコツーリズムの広がりに対応した、利用しやすく安全な森林・自然公園施設や自然歩道の整備、災害復旧を行う必要があります。併せて施設や優れた景勝地の情報発信を行っていくことも重要です。

3 今後の取組内容

- (1) 三重県の生物多様性を保全・活用するための基本的な取り組み方向を示した「みえ生物多様性地域戦略（仮称）」を策定するとともに、県民参加による希少野生動植物の現状把握、自然を守る行動の普及啓発を行い、多様な主体が参加・協働した希少野生動植物や里地里山などの保全活動を促進します。

- (2) 第11次鳥獣保護事業計画（H24年度～H28年度）の策定に合わせて、農林産物被害の大きいニホンジカやイノシシ、サルについて、特定鳥獣保護管理計画を策定して猟期の延長や捕獲頭数の制限緩和などにより捕獲を促進し、適正な生息密度に導きます。
- (3) 森林・自然公園や自然歩道などについて、トイレの整備やサインの充実など施設の利用性の向上や、大杉谷登山歩道等の災害復旧を進めます。また、市町や関係団体と協働して、施設や景勝地の特色やイベントなどの情報発信を行い、利用の促進をはかります。

自然環境の保全・再生と活用について

野生鳥獣の被害対策

増えすぎた野生鳥獣(シカ、イノシシ、サル等)による農林産物や希少植物への被害が深刻になっている。

- ◆ 特定鳥獣保護管理計画を策定して、ニホンジカやイノシシ、サルの捕獲を促進し、適正な生息密度に誘導(猟期の延長、捕獲頭数の制限緩和)

生物多様性の保全

開発や外来種の繁殖等により、野生動植物の生息環境の悪化が進行し、県内の生物多様性が損なわれている

- ◆ 最新の希少野生動植物の状況を明らかにする調査や、自然を守る行動の普及啓発
- ◆ 多様な主体の参加・協働による、希少野生動植物や里地里山等の自然環境保全活動の促進

自然とのふれあい

優れた自然景観やきれいな空気など、豊かな自然とのふれあいを求める県民ニーズの高まり

- ◆ 森林・自然公園などの施設整備や維持管理、大杉谷登山歩道等の災害復旧の促進
- ◆ 優れた景勝地や施設について、市町や団体と協働し、ホームページ等による情報発信

地域の特性に応じた、生物多様性の基本的な取り組み方向を示す
みえ生物多様性地域戦略(仮称)の策定

県民、企業、NPO、学校、行政等多様な主体による協働

人と自然が共生し、生物の多様性が保全され
利活用される自然共生社会の実現

13. 事務事業概要（主要事業）

【事務事業概要】

1 経営企画分野

環境森林総務室・・・・・・・・・・・・・・・・（1）

2 循環型社会構築分野

ごみゼロ推進室・・・・・・・・・・・・・・・・（1）

廃棄物対策室・・・・・・・・・・・・・・・・（1）

廃棄物監視・指導室・・・・・・・・・・・・（2）

廃棄物適正処理プロジェクト・・・・・・・・（2）

3 地球環境・生活環境分野

地球温暖化対策室・・・・・・・・・・・・（3）

水質改善室・・・・・・・・・・・・・・・・（5）

4 森林・林業分野

森林・林業経営室・・・・・・・・・・・・（6）

森林保全室・・・・・・・・・・・・・・・・（7）

自然環境室・・・・・・・・・・・・・・・・（8）

【経営企画分野】

○環境森林総務室 室長：岡村昌和 TEL：059-224-2314

1 ホームページ「三重の環境と森林」の運営

協働・連携の実現には情報公開・情報発信が重要であることから、三重県の環境行政と森林行政を紹介するホームページ「三重の環境と森林」(<http://www.eco.pref.mie.jp>)を運営しています。

【循環型社会構築分野】

○ごみゼロ推進室 室長：河口直樹 TEL：059-224-3126

1 一般廃棄物処理施設適正管理推進事業

一般廃棄物（ごみ）処理の最適化に向けた廃棄物会計やごみ処理カルテの普及・啓発や一般廃棄物処理事業実態調査等を行うとともに、市町等が実施する一般廃棄物処理施設の整備等への技術的支援を行います。RDF焼却・発電事業については、引き続き安全・安心な処理の確保に努めるとともに、平成29年度以降のあり方について、関係市町と具体的事項に係る協議を進めます。

2 認定リサイクル製品普及等事業

リサイクル産業の育成をはかるため、「三重県リサイクル製品利用推進条例」にもとづく認定製品の安全性や品質を確保するなど認定制度の適正な運用を進めます。

○廃棄物対策室 室長：渡辺将隆 TEL：059-224-3310

1 産業廃棄物処理体制健全化推進事業

廃棄物の適正処理を推進するため、偽造・不正が行われにくく、国の指定機関（情報処理センター）において情報管理が行われる電子マニフェスト制度について、多量排出事業者および処理業者を主な対象としたセミナーを開催するなど、その普及促進

をはかります。

2 産業廃棄物適正処理推進事業

産業廃棄物処理業許可等に係る審査等を行うとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成をはかるため、国の優良性評価制度を拡充した三重県版優良処理業者認定制度（仮称）を創設し、その活用をはかります。

3 最終処分場確保事業

企業活動から発生する産業廃棄物の受け皿となり、災害時の廃棄物の受入れ機能も持たせた管理型最終処分場の整備に向けて、事業主体である財団法人三重県環境保全事業団に対し引き続き必要な支援を行います。

○廃棄物監視・指導室 室長：加藤則之 TEL：059-224-2388

1 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業

自治会等が自主的に行う不法投棄監視活動への支援や民間警備会社への監視パトロールの委託など、産業廃棄物の不法投棄等を監視する体制を充実強化するとともに、監視カメラ等を活用して不法投棄等の未然防止をはかります。

○廃棄物適正処理プロジェクト 推進監：山神秀次 TEL：059-224-2483

1 環境修復事業

桑名市五反田事案や四日市市内山事案について、行政代執行による緊急対策を引き続き実施するとともに、恒久対策に向けての具体的な技術検討を行います。また、鈴鹿市稲生事案については環境修復後の管理を行います。

2 不法投棄等の是正推進事業

過去の産業廃棄物不適正処理事案のうち、措置命令を発出した事案に対する履行指導を推進するとともに、必要に応じてモニタリング調査を実施します。また、四日市市大矢知・平津事案については、これらの調査結果やリスク評価表に基づき適切に対応するとともに、桑名市源十郎新田事案に係る恒久対策の検討を行います。

【地球環境・生活環境分野】

○地球温暖化対策室 室長：渥美仁康 TEL：059-224-2368

1 工場・事業場大気規制事業

大気汚染物質に係る工場・事業所等への立入検査や指導を実施し、コンプライアンスの徹底をはかります。また、光化学スモッグに関する緊急時の対策、有害大気汚染物質の調査等を実施します。

2 大気テレメータ維持管理事業

大気テレメータシステムにより環境および発生源の常時監視を行うとともに、大気環境監視のための機器整備を進めます。また、新たな環境基準項目である微小粒子状物質（PM2.5）について県内大気への発生源別の寄与割合など実態把握のための調査等を行います。

3 騒音、振動、悪臭等対策事業

工場等に対し、騒音、振動、悪臭等の防止についての指導・啓発を行うとともに、自動車交通騒音、航空機騒音の状況を継続して監視測定します。

4 自動車NO_x等対策推進事業

事業者、県民への啓発活動、NO_x・PM法の対策地域内事業者への自動車使用管理計画の策定指導、低公害車の導入支援等の自動車排出ガス対策を進めるとともに、削減総量設定のための調査等を実施して、次期自動車NO_x・PM総量削減計画の策定を行っていきます。

5 ダイオキシン類等環境調査事業

P R T R法対象事業所における化学物質の適正管理や情報公開を促進します。ダイオキシン類について大気環境等の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の発生源に対し適正な管理を指導します。

6 産業・民生業務部門における地球温暖化防止推進事業

第1種、第2種エネルギー管理指定工場を対象とした地球温暖化対策計画書および実績報告書の内容を評価、公表する制度を検討・導入します。さらに事業者のCO₂削減活動による削減量（環境価値）を「見える化」し、その削減量をカーボン・オフセ

ットなどに活用するしくみを運用することで、事業者の削減活動を促進します。また、中小事業者におけるCO₂削減取組を進めるため、M-EMSの普及を進めます。

7 運輸部門における地球温暖化防止推進事業

事業所などを対象にエコドライブインストラクターを養成し、エコドライブの実践を広く普及させるとともに、運輸に関わる事業所のCO₂削減に資する取組を評価し、優良事業所として認定することで、運輸部門における削減活動を促進します。

8 地球温暖化防止に向けた環境教育推進事業

小学校における地球温暖化に関する環境教育を充実させるため、環境教育のきっかけとなるDVD教材を作成し、三重県環境学習情報センターや三重県地球温暖化防止活動推進センターと連携して普及し、地球温暖化に関する環境教育を推進します。

9 環境経営大賞運営事業

。「日本環境経営大賞」を運営し、全国における環境経営の優秀事例を表彰するとともに、それによって得られた先進的な取組を広く紹介し、県内の事業所の環境経営の向上をはかります。

10 環境行動促進事業

キッズISOなどの環境教育プログラムを利用して、多様な主体が協働連携して環境教育に取り組むとともに、「みえ環境活動賞」により県内の環境活動の優秀事例を表彰し環境活動団体の交流を促進することで、地域における環境保全活動を推進します。

11 環境学習情報センター運営事業

三重県環境学習情報センターを拠点に、子どもたちの環境保全活動への参加を促進するとともに、参加体験型環境講座や環境学習指導者養成講座などを実施することで、県民の環境意識の向上と行動促進をはかります。

12 地域に根ざした環境教育促進事業

次代を担う子どもたちが環境について理解を深め、主体的に行動していくため、大学などの教育機関、企業、NPOなど多様な主体が連携して地域に根ざした環境教育のしくみの検討を行い、企業連携の取組を含めモデル的にそのしくみを活用した環境教育に取り組みます。

13 河南省環境保全支援事業

財団法人国際環境技術移転研究センターを活用して、三重県の友好提携先である中国河南省をはじめとするアジアの国々の自治体職員等を対象に産業公害防止技術などの環境保全技術の移転を目的とする研修を実施し、国際的な環境保全への活動を進めます。

○水質改善室 室長：中川喜明 TEL：059-224-2382

1 工場・事業場排水規制事業

公共用水域の水質保全をはかるため、工場・事業所等への立入検査や指導を実施し、コンプライアンスの徹底をはかります。

2 河川等公共用水域水質監視事業

公共用水域および地下水の水質常時監視を行うとともに、水質総量規制にもとづき、汚濁負荷量（COD、窒素、りん）の削減をはかり、富栄養化防止対策を推進します。

3 生活排水総合対策指導事業

生活排水による汚濁負荷を一層削減するため、必要に応じ市町と協働で「生活排水処理アクションプログラム」を見直すとともに、浄化槽の適正な維持管理や管理体制の整備などを進めることで、公共用水域の水質保全をはかります。

4 浄化槽設置促進事業

市町が浄化槽の設置者に支援する事業および市町が浄化槽を整備する事業に対して支援を行い、浄化槽の普及を促進することで、生活排水処理施設の整備率の向上と水環境の保全を進めます。

5 伊勢湾行動計画推進事業

国と三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）等で組織する「伊勢湾再生推進会議」において策定した「伊勢湾再生行動計画」を着実に進めるため、大学等の研究機関など多様な主体との連携による貧酸素水塊の発生メカニズムの解明に向けた調査・研究等に取り組みます。

また、平成21年7月に公布・施行された海岸漂着物処理推進法に基づき、三重県海岸漂着物対策推進計画を策定し、海岸漂着物の総合的・効果的な対策を推進します。

【森林・林業分野】

○森林・林業経営室 室長：小林俊也 TEL：059-224-2564

1 森林経営計画作成推進事業

面的なまとまりをもった持続的・効率的な森林経営を進めるため、意欲のある森林所有者等が行う森林の現況調査、境界確認、関係者間の合意形成等の活動に対し直接支援することで、森林経営計画の作成を促進します。

2 がんばる三重の林業推進事業

団地化した森林において、施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入と間伐作業を一体的に実施することにより、木材生産の低コスト化を進めるとともに、大型製材工場等への原木直送など流通加工部門における効率的な連携体制づくりに取り組むことにより、安定的な生産供給体制の構築を進めます。

3 森林整備加速化・林業再生基金事業

林業・木材産業などの地域産業再生を進めるため、バイオマス利用施設の整備等に支援するとともに、間伐や路網の整備、公共施設等での地域材利用の促進をはかります。

4 林建連携木質バイオマス利用促進事業

林業と建設業の連携により、林業の作業現場における担い手を育成・確保しつつ、県内の木質バイオマス燃料供給需要に対応するため、林業への参入を希望する建設事業者を対象とした林地残材の収集・運搬をトライアル的に支援します。

5 林業担い手育成確保対策事業

新規就業者の確保、林業従事者の技能向上や安全確保のため、関係団体と連携し、就業促進の啓発や林業技術研修、労働災害防止活動を進めるとともに、地域の森林資源を生かした森林づくりを進めるため、地域の森林・林業施策を推進していく人材や木材需給をコーディネートする人材の育成を進めます。また、建設業等新規事業体の林業への参入を促進するための取組を進めます。

6 高周波を利用した効率的な乾燥材生産技術等の開発事業

木材本来の品質や強度が損なわれず、安心して使用できる乾燥材を安定的に供給す

る体制を構築するため、従来の蒸気式乾燥と高周波を組み合わせた効率的な乾燥材生産技術などの開発に取り組みます。

7 「みんなで考える三重の森林」事業

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等多様な主体と協働して、県民の森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動等を実施します。また、あわせて地域の関係者が連携して森林づくりについて考える取組を進めることにより、県民の森林づくり意識の醸成をはかります。

8 森林を知ろう「国際森林年」記念事業

「国際森林年」の趣旨を広くPRするとともに、多くの県民が森林とのかかわりを持つ契機となるよう、県内のNPOや関係団体など多様な主体との協働により、県内各地域の森林において間伐や植樹など県民参加の行動を促進します。

○森林保全室 室長：前川 有 TEL：059-224-2573

1 林道事業

木材の持続生産を重視する森林「生産林」を中心に効率的な森林施業ができるよう林道の開設を行うとともに、木材の輸送力の向上などがはかれるよう既設林道の改良や舗装を実施します。

2 造林事業

生産林において、持続的な森林資源利用と森林の公益的機能の維持増進をはかるため、路網の整備や搬出間伐等を促進します。

3 森林環境創造事業

所有者から20年間管理委託を受けた環境林を公共財として位置づけ、針広混交林への誘導など森林の公益的機能が持続的に発揮される多様な森林づくりを進めます。

4 環境林整備治山事業

居住地などの上流部に位置する環境林内の保安林等において、災害に強い森林づくりに向けた間伐を実施します。

5 治山事業

山地災害の防止や良質な水の安定供給など県民生活の安全を確保するため、治山施設の整備を進めるとともに水源地域などの森林の造成整備を総合的に実施します。

6 JR名松線関連緊急治山事業

平成21年度の台風18号により被災したJR名松線の運行再開に向けて、安全確保の視点から治山の予防工事を進めるとともに、三重県地域防災計画に登録された山地災害危険地対策を行います。

○自然環境室 室長：尾崎重徳 TEL：059-224-2627

1 里地里山保全活動促進事業

里地里山をはじめとする身近な自然環境を保全する県民の自発的な活動を支援するとともに、放置された竹林の再生や竹材の有効利用の取組を市町と連携して支援します。

2 自然公園利用促進事業

県内のすぐれた自然の風景地を県民の資産として継承するため、自然公園の保護及び利用の適正な管理を行います。

3 希少生物保全事業

ホームページ等を利用して、生物多様性の重要性について啓発を行い、啓発活動を行うとともに、指定希少野生動植物種の適切な保護を進めます。

4 生物多様性確保事業

計画的な鳥獣保護行政を推進するため第11次鳥獣保護事業計画を策定するとともに、農林業被害の大きいニホンジカ、イノシシの特定鳥獣保護管理計画を策定します。

5 多様な主体による森林づくり事業

県民、企業、NPOなどの多様な主体による森林づくりを進めるため、活動の場の確保や情報提供等を行うとともに、こうした社会貢献活動を「見える化」した三重県森林CO₂吸収量評価認証制度の普及をはかります。

6 森林とのふれあい・学び事業

森林環境教育を効果的に進めるため、指導者の育成に取り組むとともに、小中学校で森林をフィールドとした体験学習を行うなど、多様な主体とともに森林環境教育を進めます。